

高島平区民館の 適格請求書（インボイス）発行を希望する方へ

平素より、高島平区民館をご利用頂きまして誠にありがとうございます。高島平区民館の利用に伴う適格請求書の発行につきまして、裏面の通りご案内いたします。

適格請求書の発行を希望される方は、内容をご確認のうえ、お申し込みください。

～ 注意事項 ～

- 適格請求書の再発行は行いません。
- 適格請求書の発行に必要な書類が不足していた場合、発行は致しかねます。
裏面に記載の必要書類は大切に保管してください。

<問合せ先>

板橋区立高島平地域センター（高島平区民館）

TEL 03（3938）1392（平日9時～17時）

※切り取り不要

適格請求書 発行依頼書（郵送用）

適格請求書を郵送にてお申込みいただく場合は、内に必要事項をご記入のうえ、裏面の必要書類と併せてご郵送ください。

（宛先）板橋区長

以下の施設利用について、適格請求書の発行を依頼します。

● 予約番号：

● 利用日： 年 月 日 ～ 年 月 日

● 利用施設：

申請日： 年 月 日

申請者

連絡先

()

※申請内容に不備がある場合、担当から申請者連絡先にご連絡する場合があります。

1 発行基準

施設利用後（付帯設備支払い後）であれば発行できます。

1	現金払い	施設利用後（付帯支払い後）
2	キャッシュレス決済	施設利用後（付帯支払い後）
3	口座振替	口座引落とし後（※）

※施設使用料を口座振替にしている団体は、区の入金確認後（引落日から10日前後）から発行できます。引落日前に発行を希望される方は、利用日までに現金又はキャッシュレス決済でお支払いください。

2 申請方法

高島平地域センター窓口（平日9時～17時）又は、郵送にてお手続きできます。

3 必要書類

（1）窓口

1	利用承認書 （領収書部分は不要）	利用者登録証（登録カード）	※1
2	領収書（高島平地域センター駐車場使用料又は付帯設備料）		※2

（2）郵送

以下の必要書類を高島平地域センターまでご郵送ください。

1	利用承認書の写し（※）	利用者登録証(登録カード)の写し	※1
2	領収書の写し（高島平地域センター駐車場使用料又は付帯設備料）		※2
3	適格請求書発行依頼書（郵送用）		
4	返信用封筒（切手付）		

※1 利用日等、予約変更を行っている場合は最新のものだけで構いません。

※2 土日祝日・夜間区分に付帯設備等の支払いを行った団体 又は、駐車場を利用した団体のみ必要です。

<郵送先> 〒175-0082

東京都板橋区高島平3-12-28

板橋区立高島平地域センター 宛て

（「適格請求書発行依頼書在中」と明記してください。）